

令和 5 年度第 1 回（第 33 回）  
長崎県サイバーセキュリティ研究会総会

日 時：令和 6 年 3 月 5 日（火）11 時 00 分～

会 場：長崎県立大学シーボルト校本部棟特別会議室

〔議案〕

1. 令和 4 年度事業報告書および収支決算について（案）
2. 令和 5 年度事業計画および収支予算について（案）
3. 本研究会ホームページについて
4. 会長の交代について
5. その他

〔報告〕

1. 全国高専におけるサイバーセキュリティ人材育成事業の体制変更について
2. 佐世保高専の情報教育の強化と学科改組について

## 長崎県サイバーセキュリティ研究会 会員等一覧

### 〔会員〕 ※五十音順

- ・ 扇精光ソリューションズ株式会社
- ・ オフィスメーション株式会社
- ・ 株式会社 亀山電機
- ・ 佐世保工業高等専門学校
- ・ 一般社団法人長崎県情報産業協会
- ・ 長崎県立大学
- ・ 長崎総合科学大学
- ・ 長崎大学
- ・ ネットウォーリアーズ

### 〔顧問〕

- ・ 前衆議院議員 富岡 勉

## 出席者一覧

| 団体等名           | 所属及び役職                          | 氏名         |
|----------------|---------------------------------|------------|
| 前衆議院議員         |                                 | 富岡 勉       |
| 扇精光ソリューションズ(株) | 執行役員統括部長                        | 松尾 隆宏      |
| オフィスメーション(株)   | ヘルスケア事業本部・営業課長                  | 下田 章雄      |
| (株)亀山電機        |                                 | 欠席<br>※委任状 |
| 佐世保工業高等専門学校    | 電子制御工学科・教授                      | 前田 貴信      |
| (一社)長崎県情報産業協会  | 事務局長                            | 堤 好一郎      |
| 長崎大学           |                                 | 欠席<br>※委任状 |
| 長崎総合科学大学       | 教育研究支援部<br>情報・図書担当次長            | 西村 泰成      |
| 長崎県立大学         | 学長補佐（ICT・産学官連携担当）<br>情報システム学部教授 | 加藤 雅彦      |
| 長崎県立大学         | 情報システム学部教授<br>情報セキュリティ学科長       | 小林 信博      |
| ネット・ウォーリアーズ    |                                 | 欠席<br>※委任状 |

### 〔事務局〕

|        |                           |       |
|--------|---------------------------|-------|
| 長崎県立大学 | シーボルト校事務局長                | 山田 譲二 |
|        | シーボルト校総務企画課長              | 中村 和正 |
|        | シーボルト校総務企画課<br>企画グループ課長補佐 | 山口 哲哉 |

### (座席配置)

富岡 務

加藤 雅彦

松尾 隆宏    下田 章雄    小林 信博

山田 譲二

西村 泰成    前田 貴信    堤 好一郎

中村 和正    山口 哲哉

## 長崎県サイバーセキュリティ研究会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「長崎県サイバーセキュリティ研究会」と称する（以下、「本会」と称する。）

### (目的)

第2条 本会は、長崎県内における情報関連産業の人材育成や会員相互の情報共有を目的とする。

### (事業)

第3条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報共有のための研究会の開催
- (2) 情報セキュリティに関するセミナー・イベントの開催
- (3) 県内でのセキュリティコンテスト等の開催
- (4) 県外でのセキュリティコンテスト等へ出場する学生等の支援
- (5) その他、本会の目的の達成に必要な事業

### (会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した法人及び団体とする。

### (役員)

第5条 本会に役員として、会長1名及び監事2名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 会長は、会員の互選により定める。
- 4 会長に事故があるときは会長があらかじめ指定するものが、その職務を代行する。
- 5 監事は、研究会の事業活動を監査し、総会に報告する。
- 6 監事は、会員の互選により定める。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、その所属する法人または団体の後任者がこれにあたり、その任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了であっても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を遂行する。

一部改正[平成30年12月8日]

### (総会)

第7条 会長は、毎年度1回定期総会を招集し、その議長となる。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他本会に関する重要な事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

4 総会に出席できない会員は、会長に表決を委任することができる。この場合において、第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

### (顧問及びオブザーバー)

第8条 本会は総会の同意を得て、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

(入退会)

第9条 本会への入会及び退会は、書面により事務局に提出するものとする。

(会費)

第10条 本会の会費は年会費とし、年額20,000円を納めるものとする。

ただし、会費の徴収については平成29年度からとする。

(会計)

第11条 本会の会計は会費及びその他の収入によって運営する。

2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 事務局を会長が所属する機関に設置する。

2 事務局は本会の事務を執行し、財産を管理する。

(規約変更)

第13条 本規約の変更は総会において決定する。

附 則

この規約は、平成29年1月7日より施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月8日より施行する。

〔議案1〕

令和4年度事業報告書および収支決算について（案）

令和4年度 長崎県サイバーセキュリティ研究会活動実績報告書

1. 令和4年度決算について

（1）事業報告

（円）

| 事業名               | 活動内容                                                                                                                                                                                             | 経費                                 | 計      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------|
| 情報セキュリティ・セミナー開催事業 | ①情報セキュリティ講演会<br>日 時：R4.11.18（金） 1500～1630<br>場 所：長崎県立大学シーボルト校 M101 講義室<br>主 催：長崎県サイバーセキュリティ研究会、長崎県立大学<br>テーマ：『国境を越えるサイバー空間における日本のサイバ<br>セキュリティ戦略』<br>講 師：野村 至 氏（内閣官房 内閣サイバーセキュリ<br>ティセンター 参事官補佐） | 謝金<br>（公務のため）<br>0<br>旅費<br>53,060 | 53,060 |
| 振込手数料             | ①情報セキュリティ・セミナー謝金振込手数料                                                                                                                                                                            | 770                                | 770    |

支出計 53,830円

(2) 収支報告

(収入)

(円)

| 費 目   | R4 決算   | 備 考        |
|-------|---------|------------|
| 会費    | 200,000 | (2万円×10団体) |
| 前年度繰越 | 76,951  |            |
| 預金利息  | 1       |            |
| その他収入 | 0       |            |
| 計     | 276,952 |            |

(支出)

(円)

| 費 目                | R4 決算   | 備 考  |
|--------------------|---------|------|
| 情報セキュリティ・セミナー開催事業費 | 53,060  | 講師旅費 |
| 振込手数料              | 770     |      |
| 次年度へ繰越             | 223,122 |      |
| 計                  | 276,952 |      |

## 令和4年度 監査報告書

令和4年度長崎県サイバーセキュリティ研究会の監査にあたり、収入支出の伴う関係書類及び関係帳簿・関係証券等を慎重に審査した結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和 6 年 2 月 19 日

長崎県サイバーセキュリティ研究会

会長 加藤 雅彦 様

長崎県サイバーセキュリティ研究会

監事 国立大学法人長崎大学

西井龍映



## 令和4年度 監査報告書

令和4年度長崎県サイバーセキュリティ研究会の監査にあたり、収入支出の伴う関係書類及び関係帳簿・関係証票等を慎重に審査した結果、いずれも正確かつ適正であることを認めます。

令和 6 年 2 月 21 日

長崎県サイバーセキュリティ研究会

会長 加藤 雅彦 様

長崎県サイバーセキュリティ研究会

監事 オフィスメーション株式会社

石橋 圭介



〔議案2〕

令和5年度事業計画および収支予算について（案）

1. 事業計画

| 事業名          | 事業内容                                     | 予算(千円) |
|--------------|------------------------------------------|--------|
| 研究会ホームページ制作費 | 研究会設立以降、活動情報を発信するツールがないことから、ホームページを制作する。 | 100    |

2. 収支予算

（収入）

| 費 目   | R5 予算   | 備 考                 |
|-------|---------|---------------------|
| 会費    | 0       | R5 は前年度繰越があるため徴収しない |
| その他収入 | 1       |                     |
| 前年度繰越 | 223,122 |                     |
| 計     | 223,123 |                     |

（支出）

| 費 目               | R5 予算   | 備 考 |
|-------------------|---------|-----|
| 研究会ホームページ作成アルバイト料 | 40,000  |     |
| 研究会ホームページ利用料      | 40,000  |     |
| ドメイン名利用料          | 5,000   |     |
| 予備費               | 138,123 |     |
| 計                 | 223,123 |     |

### 〔議案3〕

## 本研究会ホームページについて

現在、ホームページ公開に向けて準備中である。(ホームページ利用料年間約 40 千円程度)



### ○次の 5 ページを作成

- ・ TOP ページ
- ・ 会員一覧
- ・ 活動
- ・ 規約
- ・ お問い合わせ

公開に際してドメイン名を決定したい

ドメイン利用として以下の方法が考えられる。

業者

1. ホームページサーバーとして利用しているペライチのサブドメインを使う
  - > メリット：追加費用がかからない
  - > デメリット：ペライチの利用をやめた際に他ユーザがそのドメインを使用可能になる
2. 独自ドメインを取得する
  - > メリット：閲覧者が URL を入力しやすくなる、正規のサイトとして見栄えが良くなる
  - > デメリット：追加費用がかかる（5 千円程度／年）、維持管理をしなければならない
3. 大学のサブドメインを利用する
  - > メリット：追加費用がかからない、大学が管理するため維持管理がいらない
  - > デメリット：長崎県サイバーセキュリティ研究会が大学内の組織のように思われる

なお、決定したドメイン名が使用できない場合も想定されるため、その場合は議長に一任することを付帯事項としたい。

#### <ドメイン名案>

1. nagasakiken-cybersecurity (.org/.net/.jp)
2. nagasakikencybersecurity (.org/.net/.jp)
3. nagasaki-cybersecurity (.org/.net/.jp)
4. nagasakicybersecurity (.org/.net/.jp)

〔議案4〕

会長の交代について

本研究会会長について現会長の長崎県立大学 情報システム学部 教授 加藤 雅彦 氏について、任期満了に伴い、「長崎県サイバーセキュリティ研究会 規約」第5条および第6条に基づき、下記のとおり変更をしたい。

記

1. 後任者について

学科長

長崎県立大学 情報システム学部 教授 小林 信博 氏

2. 任期について

原則、2年間

3. 就任時期について

本案議決後、令和6年4月1日より就任予定